



## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人社団 山田内科医院	長崎県長崎市岩川町3番1号	無床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
無し		

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
無し		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 8月 13日 令和2年度決算の決定

令和 4年 6月 14日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

令和4年度の役員報酬月額決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人社団 山田内科医院  
 所在地 長崎県長崎市岩川町 3 番 1 号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
 ( 令和 4 年 6 月 30 日 現在 )

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	27,258	I 流動負債	1,368
II 固定資産	6,004	II 固定負債	159
1 有形固定資産	5,937	負債合計	1,527
2 無形固定資産		純資産の部	
3 その他の資産	67	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	21,735
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	31,735
資産合計	33,262	負債・純資産合計	33,262

6

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 山田内科医院  
 所在地 長崎県長崎市岩川町 3 番 1 号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

損 益 計 算 書  
 ( 自 令 和 3 年 7 月 1 日 至 令 和 4 年 6 月 30 日 )

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	50,703
2 事業費用	50,150
本来業務事業利益	553
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	553
II 事業外収益	1,206
III 事業外費用	
経常利益	1,759
IV 特別利益	69
V 特別損失	
税引前当期純利益	1,828
法人税等	71
当期純利益	1,757

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団 山田内科医院  
 所在地 長崎県長崎市岩川町 3 番 1 号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録  
 ( 令和 4 年 6 月 30 日 現在 )

1. 資 産 額	33,262 千円
2. 負 債 額	1,527 千円
3. 純 資 産 額	31,735 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	27,258
B 固 定 資 産	6,004
C 資 産 合 計 (A+B)	33,262
D 負 債 合 計	1,527
E 純 資 産 (C-D)	31,735

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	( <input type="checkbox"/> 法人所有	<input checked="" type="checkbox"/> 賃借	<input type="checkbox"/> 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	( <input type="checkbox"/> 法人所有	<input checked="" type="checkbox"/> 賃借	<input type="checkbox"/> 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 山田内科医院  
理事長 山 田 久 殿

私は、医療法人社団 山田内科医院の令和 3 会計年度（令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 8 月 13 日  
医療法人社団 山田内科医院

監事 堤 健治

